

公益社団法人新潟県作業療法士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人新潟県作業療法士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、作業療法の普及向上を図るとともに、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、もって県民の保健・医療・福祉の発展、充実に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業療法に関する県民への啓発、普及事業
- (2) 作業療法を通じた保健・医療・福祉の増進に資する事業
- (3) 作業療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (4) 作業療法士の教育機関に協力し教育の向上に資する事業
- (5) 会員の資質及び社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した日本作業療法士協会員であって、新潟県内に勤務し、または、在住している者。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または団体であって、理事会の承認を得た者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならぬ。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員がこの法人の名譽を毀損し、またはこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 正会員が第5条第1項に規定する資格を失ったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 会員が死亡し、または解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 退会し、または除名された会員が既に納めた会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の場合には、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、正会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催日の 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項及び第 2 項の場合においては、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による表決等)

第19条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、理事会で定めた時は、書面をもって表決し、または他の正会員を代理として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の構成)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上20名以内

監事 2名

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 代表理事以外の理事のうち6名を業務執行理事とする。

5 業務執行理事のうち3名を副会長とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 26 条 理事及び監事は、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により解任することができる。

(顧問)

- 第 27 条 この法人に任意の機関として、顧問を置くことができる。
- 2 顧問の選出は、理事会で推薦し、総会の承認を経て会長が委嘱する。

(顧問の権限)

- 第 28 条 顧問は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。
- 2 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間中とする。

(役員の報酬等)

- 第 29 条 理事・監事及び顧問は、無報酬とする。
- 2 役員には費用を弁償することができる。

3 費用の弁償については、総会の決議を経て別に定める。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面により、少なくとも開催日の 10 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、議長は、理事会において選出する。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第 36 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合

には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

（経費の支弁）

第39条 この法人の経費は、資産を以て支弁する。

（事業年度）

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第3号の規定による総会の決議に基づいて解散しようとするときは、正会員の議決権総数の4分の3以上にあたる多数をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 雜 則

(委 任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は横田剛とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事は貝淵正人、四方秀人、樋浦功、皆川正和、小林尚子、石田大とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日

を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款の変更は、公益社団法人の名称変更の登記の日から施行する。